

電波利用料制度に関する専門調査会 ヒアリング資料

2010年5月12日
ソフトバンクモバイル株式会社

電波利用料は拡大傾向にあるが、用途を限定し、予算規模を大幅に縮小するべきである。

用途

- 用途は拡大傾向にあるが、用途を必要最小限に限定するべきである。
- 平成22年度電波利用料予算の歳入711億円に対し、歳出621億円であるが、差額の90億円の用途を納付者に明らかにするべきである。
- 詳細情報をホームページ等で公開するべきである。

予算規模

- 予算規模は、10年で約2倍と拡大傾向にあるが、用途の限定と合わせて次期は大幅に縮小するべきである。
- 平成22年度電波利用料予算の歳入・歳出の差額90億円は、本来の目的で使用しない場合は返金するべきである。

帯域と個別免許の二重の支払方法を改め、帯域利用料に一本化するべきである。

帯域と個別免許の二重の支払方法を改め、帯域利用料に一本化し、周波数の有効利用を促進するインセンティブが機能する環境を作ることが最も重要である。

例えば携帯電話においては、帯域利用料の支払いに加えて、基地局毎の電波利用料を支払う必要があるため、電波の有効利用を進めているのにも係らず電波利用料が基地局に比例して増加するためインセンティブが働いていない。

今後、この傾向はフェムト等の小型基地局で尚一層加速されるため、早急に仕組みを変えるべきである。

料額算定は通信方式のMHz単位の帯域利用料に統一するべきである。

通信と放送の融合に向けて、一つの基地局が通信と放送の両用途に使用可能となる見込みであり、これに合わせ、通信と放送の料額算定を統一する必要がある。現状、通信ではMHz単位、放送は空中線電力単位で算定されているが、周波数を有効活用するインセンティブが働くのはMHz単位の算定である。従って、料額算定を通信の方式に統一し、MHz単位の帯域利用料に改定するべきである。

電波の効率的な使用を促進する通信・放送の融合化の中では、減免係数(特性係数)を廃止するべきである。

携帯電話のうち、第3世代携帯電話は、緊急通報に対応するため位置情報通知システムが平成19年度に義務化されており、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」に該当する状況であるが、携帯電話に減免係数を適用するよりは共にこの措置の適用を受けないようにするべきである。

携帯電話は、98%以上の地上テレビジョン放送と同等のカバー率を達成しており、減免係数「国民への電波利用の普及に係る責務等」に該当する状況であるが、携帯電話に減免係数を適用するよりは共にこの措置の適用を受けないようにするべきである。

通信・放送の融合化において、放送の設備において通信用途にも使用が可能となるため、無線システム別に設けられている特性係数をすべて廃止するべきである。

オークションは導入するべきではない。

新規の割当周波数のみをオークションで割り当てた場合、割当済み周波数の多い事業者と少ない事業者の間で反競争的になる。

経営資本が比較的潤沢ではない事業者や新規参入事業者にとって、周波数オークションは不利である。巨大企業が益々大きくなる結果を招く。

オークションの最低入札額が高い等の理由で周波数が落札されなかった場合、空き周波数が生じ、周波数が無駄になる(米国でも公共義務が課された帯域では落札されなかった例あり)。

高額入札による事業者の経営基盤悪化が懸念され、日本のICT国際競争力強化にも影響を及ぼす可能性がある。

電波利用料の支払い時期は、一括年額全納方式のみではなく、資金負担の融通性を考慮し、1ヶ月単位での支払い方法も可能にするべきである。

放送事業者に適用されている経過的措置は、今期限りで廃止し、この延長は認めべきでない。

放送帯域のホワイトスペースの利用者からも帯域の電波利用料を徴収するべきである。

MCA等の事業者が利用する帯域は、実際に占有している帯域幅(800MHz帯は10MHz×2)をもって帯域の電波利用料を支払うべきである。

複数の事業者で帯域を利用する場合は、利用する周波数(チャンネル数・帯域幅等)の割合に応じて按分し、帯域の電波利用料を支払う仕組みを導入するべきである。